

副市長（北田愼一君）

小川議員の教育委員会部局から文化課及びスポーツ課を市長部局に移管についての御質問にお答えいたします。

今ほど御質問ありましたように、平成 19 年 4 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、地方公共団体の長の職務権限の特例といたしまして、学校体育に関することを除くスポーツに関すること及び文化財の保護に関することを除く文化に関することの 2 点につきましては、特例として地域の事情や住民ニーズに応じて、条例で定めるところにより地方公共団体の長が管理、執行することができるとされたところであります。

文化行政あるいはスポーツ行政につきましては、これまで感性豊かな情操教育を推進するという観点から見ますと、教育的要素が強いことから、社会教育に関することやスポーツに関することは、法律で教育委員会の職務権限として規定されていることなどをかんがみ、これまで教育委員会の職務としてきたところでもあります。

今後も本市では、引き続き教育委員会で担当することが望ましいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上であります。